

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

指定介護老人福祉施設

介護老人保健施設

指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）

介護医療院

指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）

指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）

指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）

指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所生活介護をいう。）

指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）

指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）

指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護事業所をいう。）

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）

指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）

指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

寄附団体	寄附先
大阪市	福祉関係（全般）
	福祉関係（障がい者スポーツ振興）
社会福祉法人大阪市社会福祉協議会	善意銀行
	大阪市ボランティア・市民活動振興積立金